

居宅介護等サービス事業重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

(群馬県 第1012200067号)

当事業所はご契約者に対して居宅介護等サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく〈居宅介護、重度訪問介護〉(以下「居宅介護等」という。)を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の体制	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. サービスの利用に関する留意事項	4
6. 守秘義務について	5
7. 緊急時の対応について	5
8. 損害賠償について	5
9. 苦情の受付について	6
10. 事故発生時の対応について	6
11. 虐待を防止に関する事項について	6
12. 身体拘束等の原則禁止について	6
13. 衛生管理等について	6
14. 業務継続計画の策定等について	7
15. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会
(2) 法人所在地 群馬県北群馬郡吉岡町大字南下1333番地の4
(3) 電話番号 0279-54-3930
(4) 代表者氏名 会長 榊原 久雄
(5) 設立年月 昭和51年12月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 居宅介護、重度問介護事業所
(2) 事業の目的 居宅介護、重度問介護は、障害者総合支援法令に従い、ご契約者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
(3) 事業所の名称 社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会
平成12年2月1日指定 群馬県第1072200056号
(4) 事業所の所在地 群馬県北群馬郡吉岡町大字南下1333番地の4
(5) 電話番号 0279-54-3930
(6) 事業所長(管理者)氏名 福田 文男
(7) 当事業所の運営方針
一 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護のその他の生活全般にわたる援助を行う。
二 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
(ア) 開設年月 平成15年4月1日
(イ) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
〔訪問介護（予防）事業〕平成12年4月1日指定 群馬県第1072200056号 定員100人

3. 事業実施区域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施区域 吉岡町全域
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～日曜日	但し、12月29日から1月3日までを除く
受付時間	月～金曜日	午前8時30分から午後6時00分まで
サービス提供時間帯	月～日曜日	午前7時～午後9時まで

4. 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して居宅介護等サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1人			1人	従事者の管理
2. サービス提供責任者	2人			1人	
3. 居宅介護等介護員	2人	7人	4.5人	3人	居宅介護等の提供

(1) 介護福祉士	3人	2人		/	〃
(2) 訪問介護養成研修1級 (ヘルパー1級) 課程修了者					〃
(3) 訪問介護養成研修2級 (ヘルパー2級) 課程修了者	0人	8人			〃

5. 居宅介護等計画とサービスの内容

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」、「重度訪問介護計画」>(以下、「居宅介護等計画」という。)を定めて、サービスを提供します。「居宅介護等計画」は利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容やサービス実施日などを記載しています。

「居宅介護等計画」は利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに利用者の申し出により見直すことができます。

《サービス区分とサービス内容》

I 居宅介護

①身体介護(ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。)

- 入浴介助、清拭、洗髪・・・入浴の介助や清拭(体を拭く)や洗髪などを行います。
- 排せつ介助・・・排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助・・・食事の介助を行います。
- 衣服の着脱の介助・・・衣服の着脱の介助を行います。
- その他必要な身体介助を行います。

※医療行為はいたしません。

②家事援助(ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。)

- 調理・・・利用者の食事の用意を行います。
- 洗濯・・・利用者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除・・・利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- 買い物・・・利用者の日常生活に必要な品物の買い物をを行います。
- その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。

※利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③通院介助・・・通院のための外出に伴う身体介護及び屋内外における移動等の介助や通院先での受診等の手続きを行います。(原則として病院内での介助は含まれません。)

④その他、必要に応じて健康や日常生活の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

II 重度訪問介護

(全身性障害がある方など常時介護を必要とする方を対象としたサービスです。)

身体介護、家事援助、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動中の介護を行います

6. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス利用者負担額

居宅介護等に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(別表の<居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費>のとおり)の1割に相当する額をお支払いいただきます。なお事業者が利用者に代わり市町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。

(2) 利用者負担額の軽減措置について

《利用者負担に関する月額上限》

1ヵ月あたりのサービス利用にかかる「定額負担」については、所得に応じて負担上限月額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

なお、用件に該当し市町村の認定を受けた方については、下記のとおり利用者負担上限月額が軽減されます。さらに群馬県内の市町村から支給決定を受けている方に対しては負担軽減のための給付金が支給されます。

《平成20年7月1日からの利用者負担について》

①障害者 負担上限月額

世帯区分		居宅サービス	
		国・緊急措置	県・緊急措置
生活保護		0円	/
低所得 1		0円	
低所得 2		0円	
一般世帯 (市町村民税所得割額)	16万未満	9,300円	4,650円
	18万以上	37,000円	18,600円

①障害児 負担上限月額

世帯区分		居宅サービス	
		国・緊急措置	県・緊急措置
生活保護		0円	/
低所得 1		0円	
低所得 2		0円	
一般世帯 (市町村民税所得割額)	16万未満	4,600円	/
	16万以上～28万未満	4,600円	
	28万以上	37,200円	

注:利用者負担の軽減措置を受けるには一定の資産等要件に該当する必要があります。

(3) 交通費（契約書第9条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

- ・当事業所の通常の事業実施区域外の場合、1kmあたり37円×往復の距離の金額

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第9条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

(ア) 指定口座への振り込み 群馬銀行 吉岡支店 普通預金
(イ) 現金支払い サービス提供時に集金又は当事業所窓口での現金支払い

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、居宅介護等サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。

(1) 利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
(2) 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	
30分未満	106円
30分以上45分未満	153円
1時間未満	197円
1時間30分	587円（身体介護）
1時間30分	275円（家事援助）

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の居宅介護等介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の居宅介護等介護員が交替でサービスを提供します。

(2) 居宅介護等介護員の交替（契約書第6条参照）

① ご契約者からの交替の申し出

選任された居宅介護等介護員の交替を希望する場合には、当該居宅介護等介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者からの特定の居宅介護等介護員の指名はできません。

② 事業者からの居宅介護等介護員の交替

事業者の都合により、居宅介護等介護員を交替することがあります。

居宅介護等介護員を交替する場合は契約者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「4. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 居宅介護等サービスの実施に関する指示・命令

居宅介護等サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は居宅介護等サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

居宅介護等サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。居宅介護等介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第11条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第15条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する居宅介護等サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 医療行為又は医療補助行為 ② ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受 ③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供 ④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙 ⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して迷惑となる宗教活動、政治活動、営利活動 ⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|---|

8. 守秘義務について

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守ります。

また、従業者であった者が従業者でなくなった後でも、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守るようにします。

9. 緊急時における対応方法

訪問介護員が訪問中に、利用者の病状、その他緊急事態が生じた時には、速やかに関係者及び主治医に連絡する等の措置を講じます。

10. 事故発生時の対応について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

事故が発生した場合は、都道府県、市町村、家族に連絡し、必要な措置を講じます。

11. 虐待防止に関する事項について

1 事業者は、利用者の人権擁護・虐待防止のため、責任者を設置し次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針の整備を行います。
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備を行います。
- (5) その他虐待防止のために必要な措置を行います。

2 事業者は、指定居宅介護の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

12. 身体拘束等の原則禁止について

1 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

13. 衛生管理等について

1 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに事業所の設備及び

備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとします。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 4. 業務継続計画の策定等について

- 1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護(指定居宅訪問介護事業)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 5. 苦情の受付について(契約書第24条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

① 苦情受付窓口

事業所名 吉岡町社会福祉協議会 居宅介護等事業所
担当者名 望月 雄一
電話番号 0279-25-7732

○受付時間 毎週月曜日～土曜日
午前8:30～午後5:15

(2) 行政機関その他苦情受付機関

吉岡町役場 福祉課	所在地 群馬県北群馬郡吉岡町下野田560番地 電話番号・FAX 0279-54-3111 0279-54-8681 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
群馬県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化 委員会	所在地 群馬県前橋市新前橋町13-12 専用電話番号 027-255-6669 受付時間 午前9時～午後5時

1 6. 第三者評価について

第三者評価の実施はありません。

令和 年 月 日

指定居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	事業者番号	1072200056
	所在地	群馬県北群馬郡吉岡町大字南下1333番地の4
	名称	社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会 会長 榊原 久雄 印
	説明者	所属 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人) 続柄 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印